

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人土井平一の上告理由について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて上告人Aは被上告人に対し第一審判決別紙物件目録(二)及び(三)の建物につき買取請求権を取得しないものとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	環		昌	一	
裁判官	横	井	大	三	